

高等教育機関における 学問の自由の危機 ー「学問の自由」の 内側からの破壊ー

全国大学高専教職員組合 中央執行副委員長
福岡教育大学 教育学部 教授

西崎 緑



専門は社会福祉学。地域福祉とアフリカ系アメリカ人による社会活動、自助活動および社会事業専門職教育の歴史を主に研究している。

はじめに

2014年3月20日朝、他大学組合員のIさんから、私が学生達と制作したブックレット紹介の記事が大学公式ホームページから突如削除されたことを知らせるメールが届いた。本稿では、そこから最終的に平成27年1月8日付福教大人事第1638号「授業等において取得した学生にかかる諸情報の取扱いについて（重要通知）」という統制強化に至ったこの事例を通して、学長のガバナンス強化によってもたらされた国立大学の意思決定過程の劣化と学問の自由の危機について考察したい。

1. 事件の経緯

原発事故の後、九州地区に自主避難することを選択した人々がゆるやかな結びつきで結成した、「ふわりネットワーク・福岡」からアンケート調査への協力依頼があったのが、2012年12月のことであった。現在では関東地区にもホットスポットがあったことが知られているが、当時、福島県外から来た人たちには支援策が十分ではなく、彼らはアンケート調査によって生活実態を明らかにして支援獲得運動の材料にしようと考えていた。

アンケートは、2013年6月と9月に彼らが実施した無料甲状腺検査¹の会場で行われ、その回答から経済的困難、家族関係の困難、学校給食の問題など、多岐にわたる生活困難の実態が明らかになった。そこで第2段階として、社会福祉士を目指す学生たちに授業の一環として聞き取り調査を行わせることにした。それは、自主避難者の生活困難を理解し、その苦しみに寄り添い、受け入れ地域で実現可能なことを提案する、ということが、社会福祉学の生きた訓練であるからである²。

2月の授業最終日に行ったプレゼンテーションでは、学生たちが、自主避難者の生活環境改善方策について実現可能なレベルまで煮詰めた提案を行い、ふわりネットワークの人々からも「自分たちが本当に必要だと思っていることをよく理解し、単なる同情だけでなく本当に役立つ支援策を考えてくれて嬉しい」と高く評価された。マスコミも避難者と学生の共同作業に注目し、3社が新聞記事を掲載してくれた。

この授業の後、学校給食の食材にこだわる自主避難者が「モンスターペアレンツ」扱いされる問題に対処するため、アンケート結果とインタビュー及びそれを行った学生の感想をブックレットにまとめ、小学校に配布すること

とした。その完成は原発事故から3周年となる3月になった。この頃には、マスコミ各社が自主避難者の問題に強い関心を示し、新聞とTVの取材を受けた。これらの記事を広報するために大学のホームページでブックレットのPDF版とともに掲載したところ、原発反対者を敵視するネット右翼による誹謗中傷がネット上で行われた*。

(※ ネット右翼とは、インターネット上の掲示板やブログで右翼的意見を発表したり、自尊自大で排外的な表現を用いる人々を指す。

[記事] <http://megalodon.jp/2014-0319-2145-06/www.fukuoka-edu.ac.jp/view.rbz?cd=1144>)

これに対して大学執行部は、3月20日、広報活動を管理する広報企画室で問題を検討することなく、突如、この記事とPDF版のブックレットをホームページから削除してしまった³。さらに3月31日、人権教育推進委員会において、文科省から出向の安田総務財務担当理事が悪意を持ってこのブックレットをとりあげ、学位ももたず大学での勤務経験もない安高監事が、自らを「素人である」と称しておきながら、この取り組みを「質が低い」と断じ、理事に追従する発言を行った⁴。

そこで2014年4月17日、私から監事に以下の公開質問状を送った。(資料1)

³ 無論、これはネット右翼を喜ばせるものであり、記事やブックレットを削除しても何者かによって「ウェブ魚拓」というサイトにコピーが作成されているため、現在でもコピーを入手できる状態になっている。

[ブックレット] <http://megalodon.jp/2014-0319-2302-34/www.fukuoka-edu.ac.jp/download.rbz?cmd=50&tg=24&cd=1144&inline=1>

⁴ これは、公式記録（議事概要）には記載されていないが、複数の出席者から確認した。なお、本ブックレットを読んだ Naoko Oyabu-Mathis 教授（Mount Union College）は、本プロジェクトを高く評価し、2014年5月にハワイで開催された学会で発表を行った。

¹ 福岡医療団千鳥橋病院（民医連）の協力で行われた。

² この間の状況については、ふわりネットワーク版の作成のために彼らが募金活動を行ったので、<https://readyfor.jp/projects/1326> に掲載されている。

<資料 1> 公開質問状

2014 年 3 月 31 日開催 国立大学法人福岡教育大学人権教育推進委員会での 貴職の発言についての公開質問状

ご存じの通り、国立大学法人法は、国立大学法人に置く監事の職務内容について、「国立大学法人の業務を監査する」ものとし、また、「監査の結果に基づき、必要があると認めるときは、学長又は文部科学大臣に意見を提出することができる」としています(第 11 条第 4 項及び第 5 項)。そして、監事の職務上の義務については、「①独立性の保持に努めるとともに、常に公平不偏の態度を持ち、正当な注意を持って監査を行なうこと、②役員、教職員との意思疎通をはかり業務運営の実施状況を把握するとともに、課題の認識を深めること、③意見の形成に際しては他の監事と協議して、よく事実を確認し合理的な判断をすること、ただし、監事間の協議は各監事の権限の行使を妨げるものではないこと、④秘密を保持すること、さらに、⑤国立大学法人等の健全な発展と統治・統制・遵法体制の確立・運用のために監事監査が不可欠であるという意識を醸成すること」(国立大学法人東京工業大学監事 国立大学法人等監事協議会会長 富浦 梓「国立大学法人等における監事の役割と責任」より)とされています。特に業務執行と業務監査の関係については、「監事が業務を執行するのではないことに留意する必要があります。(中略)特別な事情がない限り、教育研究の個々の内容には学問の自由の原則に配慮して立ち入らない方がよいと考えています」(同上「国立大学法人等における監事の役割と責任」より)と理解されており、要するに、独立性・第三者性・中立性を確保しつつ、

資料 1 (1/3)

学問の自由に配慮し適正な手続に基づき職務を遂行することが強く要求されています。

これらの点を踏まえた上で、2014 年 3 月 31 日開催の国立大学法人福岡教育大学平成 25 年度第 9 回人権教育推進委員会において貴職が「私は素人ではあるが、これは質が低い」と私の教育研究活動を不当に否定的に評価した発言について、下記の通り質問をさせていただきますので、4 月 23 日までに文書にてご回答くださいますよう、お願い申し上げます。

なお、貴職の発言内容については、現時点ではその公式記録が法人から公開されておりませんので、複数の同席者から確認いたしました。したがって、万が一、質問内容と発言内容に齟齬がありましたら、回答にてご説明ください。また、本質問状は、国立大学法人法における監事の職務執行状況という公共的にきわめて重要な事項に関するものであることから、広く学内外に公開することといたしますので、その旨ご承知おきください。

記

1. 貴職は、人権教育推進委員会で取り上げられた私の件について、授業での学生の社会的な取り組みが新聞・テレビで報道されたことを本学ホームページにおいて広く社会に発信するという、大学として当然の広報活動の一環であったことをご存じでしたでしょうか。また、当該ホームページの記事を確認し、その内容を正しく把握されましたでしょうか。

2. 上記 1 のホームページ記事は、インターネット上で言われなき誹謗中傷を受けるや、法人が広報企画室による審議及び私に対する聴取等の適正な手

資料 1 (2/3)

続を経ることなく短慮のうちに削除するところとなりましたが、貴職は、監事という立場から、この点をコンプライアンスの問題としてどうお考えでしょうか。

3. 貴職は、そもそも人権教育推進委員会の構成員ではなく、監事として列しているに過ぎないにもかかわらず、同委員会において私の件につき積極的に発言し、その議事に少なからず影響を与えておられます。これは、法人の業務執行に介入しその当事者となる行為であり、貴職自らが監事に要求される第三者性・中立性に違背しているというほかありませんが、この点についてどうお考えでしょうか。

4. 上記3の点を措くとしても、監事は、あくまで組織体としての国立大学法人の業務を監査するのであって、貴職のように大学教員である私個人の教育研究活動に正当な理由なく立ち入り、そのうえ一方的にこれに否定的な評価を加える公的発言をなすことは、学問の自由を侵害し、監事としてのコンプライアンスを大きく損なうものというほかありませんが、この点についてどうお考えでしょうか。

5. 私の件が人権教育推進委員会において取り上げられ、そのうえ、貴職に加え学長及び理事から私の教育研究活動に対して否定的評価を加える公的発言が相次いだにもかかわらず、このような不利益な取り扱いを受けた私に対しては、事前に一切の告知や聴取が行われていません。これは、私に対する適正手続の保障を欠いた人権侵害行為であり、貴職は、監事としての独立性・中立性を放棄し学長及び理事と一体となって当該行為に関与したというほかありませんが、この点についてどうお考えでしょうか。

以上

資料1 (3/3)

この公開質問状には、これまで書面でも口頭でも回答はされていない。しかしこの後、大学執行部は、本件を全く性質の異なる別件と合わせ、「学生の個人情報の保護」として処理しようとした。人権教育推進委員会において、4月から12月まで8回にわたり審議を経て、最終的に平成27年1月8日付福教大人事第1638号「授業等において取得した学生にかかる諸情報の取扱いについて（重要通知）」を発するに至った（資料2）。

人権教育推進委員会では、教員側の委員から、通知の目的や趣旨が曖昧であり、表現の自由、学問の自由、思想良心の自由の制限などの法的権利に抵触するのではないか、他の国立大学の状況を精査したり、個人情報を保護する他の手段の検討がなされたのか、大学やコースの教育活動に関する情報公開や広報活動が阻害される、大学に出入りする地域住民や高校生が持ち帰る情報の制限は実質的に不可能である、などの意見が出された。しかし大学執行部は結論をあらかじめ設定していたため、原案の内容をほぼ修正せず、以下のような通知文面を発出した。

<資料2> 福教大人事第1638号(通知)

福教大人事第1638号

平成27年1月8日

各 部 局 長 殿

国立大学法人福岡教育大学長

寺 尾 慎 一

授業等において取得した学生にかかる諸情報の 取扱いについて(重要通知)

本学教員が、授業等において取得した学生にかかる諸情報の取扱いを下記のとおり定めましたので通知します。

資料2 (1/3)

部局長におかれましては、貴部局の教職員に対して遺漏なきよう周知徹底願います。

記

1. 「学生にかかる諸情報」の定義

この通知において「学生にかかる諸情報」とは、本学教員が、自身が担当する授業又は研究指導（以下「授業等」という。）において学生から取得した当該学生本人及び本人以外の学生に係る全ての情報（提出物（レポート、作品）ほか学生の発言、演習等の画像を含む。）のうち、個人を特定することができるものをいう。

2. インターネット又は刊行物による公表行為の禁止

教員は、学生の承諾の有無にかかわらず、授業等において取得した学生にかかる諸情報、学生の提出物からの引用・転写並びにそれらに対する個別の論評を、インターネット又は刊行物により不特定かつ多数の者からの閲覧、視聴等が可能となる状態にすること（以下「公表行為」という。）を禁止する。

3. 公表行為の特例

前項にかかわらず、学生本人の承諾が得られているもので、学生の利益を損なわず、教育上公表することが必要又は適切と考えられる場合は、別添の申請書により人権教育推進委員会へ具体的な内容等を添えて申請し、同委員会からの承認が得られた場合に限り、公表行為を行うことができる。

なお、卒業論文及び修士論文の要約・集録等に関しては、学生本人の承諾が得られている場合には、上記の申請手続きを経ることなく、公表行為を行うことができる。

4. 紀要、学術誌等への掲載

学生が共著者となる紀要、学術誌等への掲載に関しては、この通知によらないものとする。ただし、本学の名義で発行する各種刊行物については、人権教育推進委員会における点検を受けなければならないことを改めて付記する。

資料 2 (2/3)

申請書

平成 年 月 日

国立大学法人福岡教育大学
人権教育推進委員会 御中

所属.....
氏名.....

授業等にて取得した学生にかかる諸情報について、公表行為を行うこととしたいので、福教大人事第1638号「授業等において取得した学生にかかる諸情報の取扱いについて」第3項の規定に基づき、次のとおり申請します。

公表行為を行う 学生情報の内容	
公表する媒体等	☐ インターネット（ホームページ Facebook Twitter その他（ ）） ☐ 刊行物（具体的に：（ ））
学生本人からの 同意の取得方法	
公表することが 必要又は適切 と考えられ る理由	
その他特記事項	

※ 該当する□にレ点を付して下さい。

※ 公表する際の実稿等、具体的なものがある場合には、可能な限り添付してください。

資料 2 (3/3)

2. 事件の総括

(1) 大学の機能分化と研究素材の制限

学問の自由には、各研究者の思想信条及び価値観が反映されることも当然含まれている。しかし、本件のように原発反対の立場を明確に表明している出版物について、大学当局は禁止や抑制を求める行動を取り易くなっている。その背景には、昨年からの改革の加速期間の中で、国立大学の機能分化が進められていることや、第3期中期目標・中期計画期間には「メリハリのある予算」配分が表明されていることがある。福岡教育大学では、文科省や財務省に「受けが良い」ということが、大学執行部の唯一の物差しとなってしまっているため、「国策」の遂行に支障のある研究や教育をできる限り排除しておきたいという意向が強くなっている。それ以外の大学でも少しずつそのような傾向が出始めており、今後、国立大学全体でその傾向が強まることが予想される。

(2) 大学の情報発信とメディアの取り扱い

本件の公式ホームページからの記事削除についての深刻な問題は、「巷の噂」レベルの中傷に高等教育機関が屈し、自らの存在を貶めたことである。学問は、正当な研究手法を用いて検証することによって成り立っており、大学における教育は、その過程を学生に学ばせることにある。本件の場合、マスコミの記事や番組のどれもが、それに敬意を払った好意的な論調であった。しかし、残念ながら福岡教育大学のように大学当局者のメディア・リテラシーが低い場合、ネット情報よりも圧倒的多数の国民に情報を伝えている、(そしてそのために情報を精査して掲載する) マスコミを重視する、という冷静な判断ができず、短絡的行動に走りがちである。こうしたことが続けば、大学自らが、本物の知である学問の権威と価値を地に落とすことにもつながっていく。これこそが、大学の危機であり、内部からの崩壊である。

(3) ガバナンス強化による独裁と手続きの正当性の破棄

文科省が躍起になって進めている学長のガバナンス強化は、結局のところ

大学運営のすべての分野での学長の独裁体制を進めることになっている。福岡教育大学では、2013年11月に行われた学内意向投票で、現学長が大差で敗れた。しかし学長選考会議が現学長を据えた為、これまで学内構成員からのフォロワーシップなき運営が続いている。こうした運営体制は、(文科大臣の任命という以外に) 権威の正当性を欠くことから、独裁体制とならざるを得ない。さて、本件について考えてみると、当事者である私に一度も事情聴取がなく、さらに教授会での審議も一度もなく、学長の土俵である「人権教育推進委員会」にかけられた。そこでは、全く質の異なる他の案件とともに「学生の個人情報保護」案件として包括するという「言説の操作」が行われた。そして研究や教育に全くの素人である理事や監事による侮蔑的発言が繰り返され、教員側委員からの再三の反論があったにもかかわらず、欠席裁判的審議が行われたのである。

おわりに

これまで研究や教育に関する問題については、教授会において専門職によるピアレビューが行われてきたため、私たち教員の人権が侵害されることは少なかった。しかし、学長のガバナンス強化によって、教授会の審議内容が制限され、素人が発言権を持つ会議を重視するとき、学問の自由はどこまで担保されるのか、大きな疑問が残る。

現在、福岡教育大学では、冒頭であげた重要通知により、学生自身の同意があっても学生の名前が掲載されたものを学外に配布したりネット上で公表することを原則禁止している。例えば、実習報告集を実習先の指導者に送付することさえも原則禁止ポリシーにひっかかるのである。こうしたことは、研究や教育の大きな制限であるが、その次に来ることは研究や教育内容への直接介入ではないか、と懸念される。